

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第935号)

平成23年5月26日

横 情 審 答 申 第 935 号

平 成 23 年 5 月 26 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成22年7月23日港南保護第460号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月日に死亡した長女の生活保護関係書類 保護開始申請書、保護決定通知書、保護決定調書、保護廃止決定通知書、面接記録表、法第29条による報告書等、ケース記録票、生計その他の状況変動報告、要保護者に関する町村長の調査書等、診療要否意見書等各要否意見書、収入申告書、資産申告書、相談票、申請時同意書、年金振込通知書、年金証書、自立支援医療受給者証、障害福祉手帳、健康保険証、アパート賃貸契約書、通帳写し、金融機関調査回答書、扶養届、扶養義務者届、支給方法変更依頼書、特定月日当日の電話でのやり取りの記録書類、整形医療リスト、保護費の変更の書類、医療給付決定調書、医療要否意見書及び精神疾患入院要否意見書」の個人情報開示請求却下決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定年月日に死亡した長女の生活保護関係書類 保護開始申請書、保護決定通知書、保護決定調書、保護廃止決定通知書、面接記録表、法第29条による報告書等、ケース記録票、生計その他の状況変動報告、要保護者に関する町村長の調査書等、診療要否意見書等各要否意見書、収入申告書、資産申告書、相談票、申請時同意書、年金振込通知書、年金証書、自立支援医療受給者証、障害福祉手帳、健康保険証、アパート賃貸契約書、通帳写し、金融機関調査回答書、扶養届、扶養義務者届、支給方法変更依頼書、特定月日当日の電話でのやり取りの記録書類、整形医療リスト、保護費の変更の書類、医療給付決定調書、医療要否意見書及び精神疾患入院要否意見書」の個人情報本人開示請求を却下とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定年月日に死亡した長女の生活保護関係書類 保護開始申請書、保護決定通知書、保護決定調書、保護廃止決定通知書、面接記録表、法第29条による報告書等、ケース記録票、生計その他の状況変動報告、要保護者に関する町村長の調査書等、診療要否意見書等各要否意見書、収入申告書、資産申告書、相談票、申請時同意書、年金振込通知書、年金証書、自立支援医療受給者証、障害福祉手帳、健康保険証、アパート賃貸契約書、通帳写し、金融機関調査回答書、扶養届、扶養義務者届、支給方法変更依頼書、特定月日当日の電話でのやり取りの記録書類、整形医療リスト、保護費の変更の書類、医療給付決定調書、医療要否意見書及び精神疾患入院要否意見書」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年3月29日付で行った個人情報開示請求却下決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の却下理由説明要旨

本件個人情報については、異議申立人（以下「申立人」という。）本人の情報ではなく、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第20条に定める本人開示請求権を有するものとは認められないため却下としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件個人情報は、死者の個人情報である。死者の個人情報については、当該死者

の個人情報と同時に請求者本人の個人情報でもありと考えられる次のような場合に
限って、請求者本人の個人情報として本人開示請求が認められるに過ぎない。

ア 請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報

イ 請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に
関する情報

ウ 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により
請求者が取得した権利義務に関する情報

エ 社会通念上、請求者の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係がある
情報

オ その他、遺族等を開示することが適当と認められる情報

本件個人情報については、生活保護業務を適正に実施するための書類であり、上
記アからオまでのいずれにも該当せず、請求者本人以外の第三者の情報であって、
請求者本人の個人情報ではないと解されることから、申立人は同条に規定する当該
保有個人情報に係る個人情報本人開示請求権を有するものとは認められないため、
却下とした。

- (2) 申立人は、本件個人情報が、横浜市個人情報の保護に関する条例の解釈・運用の
手引（平成20年8月発行。以下「手引」という。）において死者の個人情報が同時
に請求者本人の個人情報でもありと考えられる場合として例示されている「死亡の
事実関係又は原因に関する情報」に該当する旨主張しているが、保護開始申請書を
始めとする今回請求されている書類は、生活保護業務を適正に実施するための書類
に過ぎず、「死亡の事実関係」すなわち「死亡の日時・場所・状況等」を調査・記
録したものは含まれておらず、「原因に関する情報」についても、死亡事案を検分
し、その原因について究明したものが含まれている訳ではないため、生活保護の実
施の経過を死亡の原因と認めることはできない。

よって、死者の個人情報が同時に請求者本人の個人情報であるとは認めらず、請
求者本人以外の第三者による開示請求であるため、本件処分を維持すべきと判断し
た。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対す
る意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示するよう求める。

(2) 長女は、病気で働ける状態になく、生活保護を申請したが、申請のわずか8か月後に自殺してしまった。実施機関の担当者は、担当直後から一度も自宅等に訪問せず、また、入院時の保護費の減額を電話での一言だけの通知で終わらせたことにより、暮らしの行き詰まりまで招くなど、長女を自立の支援をするどころか悩ませ続けた。自殺当日、長女は、担当者と係長の2人を相手に1時間半にわたり電話で言い合いをし、担当者を替えてほしいと訴えたが実施機関からは替えられないと言われ、追い詰められ、最後に自殺するというデスメッセージを残し、約20分から30分後に、自殺し他界した。

実施機関の担当者らは、長女から自殺するという話をされた後、警察に届けることも、親に知らせることもせず、退庁してしまったため、親が携帯でしかりつければ止まったかもしれないという望みも絶たれてしまった。

遺書には、自殺の原因について、実施機関の担当者を名指しにした記載がある。

(3) 長女の自殺原因に、実施機関の担当者和その上司の係長が、強く影響を与えた疑惑がある。そのため親としては真相に迫り、司法に持ち込むかどうかの判断材料を掴みたい。

(4) 申立人は、本当の真相は何なのか、長女の死に一番深く関わった、一連の流れを一番よく知っているはずの担当者からの事情聴取を再三再四求めたが、実施機関は、葬儀二日後の面談に二時間応じただけで、詳しい聴取要求には「誰が答えるかは役所の裁量権。しかも担当は異動させたので応じられない。」と拒否し続けている。

(5) 申立人は、提訴を検討中だが、材料が不足している。そのためせめて、長女の書類関係だけでも手に入れようと本件請求を行った。

(6) 個人情報として開示請求を却下されたが、自殺した長女が死の原因をうやむやにされたいだろうか。そうであるなら「担当者〇〇のせいで、死ぬ」等の遺書を残すだろうか。関わった当事者同士しか知らない内容や書類が隠されつつある。長女からはもう何も聞けない。長女は亡くなってしまったので、何も証明できず、唯一証明できるのは親である。長女自身が明確にしてほしい真相を覆わないでほしい。条例第20条「死亡の事実関係又は原因に関する情報」として再度開示を求める。異議申立ての一番の真意としては、あくまでも親として真相を追究したい、本当のところを知りたい、その上で司法に裁判にするなりしないなり判断をしたい、それが最大の理由である。

(7) 却下決定通知書に記載された却下理由と異議申立て後の却下理由説明書に記載さ

れた却下理由は、9割ぐらいが同じ内容で説明がほとんどなされていない。実施機関は手引に記載されたアからオまでについて「いずれも該当せず」と一言で断定しているが、一項目ごとに該当しない理由又は解釈を、それぞれ明記すべきである。

(8) 手引のアからオまでについて、「死者である長女の個人情報が私ども請求者自身の個人情報として認められる」と考える理由を、自ら条例を解釈し述べたい。

ア 「請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報」に該当する可能性がある。その理由は、損害賠償請求権は相続の対象になるから、申立人は長女から権利を相続する。したがって、申立人は長女と同一の法的立場にあるといえ、長女の個人情報は申立人自身の個人情報として認められるものであると考える。

イ 「近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報」に該当する可能性がある。その理由は、申立人は遺族としても損害賠償請求を起こす権利を有する。自殺した長女が「生活保護担当者〇〇のせい、と遺書を残した」ことから、長女の死によって、申立人は自殺に進んだ真意を知るため、あるいは自殺の責任を問うための権利として、固有の損害賠償請求に係る情報として開示が認められる情報であると考ええる。

ウ 「社会通念上、請求者の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係がある情報」に該当する可能性がある。その理由は、申立人は長女と親子関係にあり、長年、病気と戦う長女を支えてきた。長女の遺志を引き継ぐ者として、十分に密接な関係があることから、たとえ長女の個人情報であっても、申立人の個人情報としてみなし得る情報であると考ええる。

エ 「遺族等が開示する方が適当と思われる情報」に該当する可能性がある。その理由は、死亡の事実関係又は原因が日常の保護業務にあったとの疑惑から開示請求する。よって、原因究明のため開示が認められる情報と考える。

実施機関は、生活保護を適正に実施するための書類に過ぎず、「原因に関する情報」についても、死亡事案を検分し、その原因について、究明したものは含まれていないと主張しているが、自殺の原因に「生活保護の実施の経緯」がどう絡んでいたか、請求書類に原因究明の内容が含まれているか否かは、実施機関だけが判断して終わることのできる事柄ではない。また、直接的死因が記載されているかないかを「開示を却下する決定的要素」にできるとは思えない。

- (9) 実施機関が本当に責任はないと胸を張って言えるなら、自ら積極的に情報公開を望んでもよいし、それでも法的に開示が不可能な場合は、理由を丁寧に説明しようとするのではないか。なぜ簡単に却下するのか。
- (10) 三重県や福岡県では、死者の個人情報の取扱いとして、遺族に対しては、基本的に本人と同一視するという形で対応しているという実態があるという情報を得ている。
- 行政が保持している個人情報は生存している者の個人情報であって死者の個人情報は除外するということから、遺族の個人情報は請求できるということに、行政の法律を考慮して条例第20条とあわせて、裁定をお願いしたい。
- (11) 審査会で申立人に請求権を認めるべきという判断になった場合、その後の実施機関による開示・非開示の判断で、第三者の個人情報以外の部分まで黒塗りにして置くことを危惧している。そうすると、またそこで争わなければならないということになってしまうので、予め審査会で開示・非開示についても判断してもらいたい。
- (12) 一連の流れの中で一貫して実施機関にある問題として、説明が非常に悪いということがある。実施機関が指定医療機関を示すために長女に渡した地図に代表されるように、非常に分かりにくく、解釈しづらく、不誠実という感じである。

実施機関の対応は、全てが健常者に対する業務で、障がいを持つ受給者一人ひとりの状態、能力、病気などを無視したマニュアル対応の業務がこのような不幸を生み出したのだと思う。

政府も自殺対策をしており、地方公共団体もその義務を負うのに、実施機関の職員にその対策が実施されていない、国の政策が浸透していないという現実をこのまま放置すると、第二、第三の自殺者が増えていくだろうと考える。

5 審査会の判断

(1) 生活保護に係る事務について

横浜市の生活保護事務においては、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて金銭の給付や医療・介護等の現物給付を行っている。このため、要保護者の氏名、生年月日、住所を始め、世帯の状況、親族の状況、生活歴、疾病・障害の状況、収入・資産の状況等を面接・調査により把握し、これらの情報を保有するとともに、保護の実施の経過を記録している。福祉保健センター長は、生活保護申請を受理すると、生活保護法施行細則（昭和31年10月横浜市規則第79号）に基づき、申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて

生活保護ケースファイルを作成している。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、申立人の亡子（以下「本件対象者」という。）に係る生活保護に関する情報であって、生活保護法による保護申請書、保護決定通知書（保護廃止決定を含む）の写し、保護決定調書、面接記録票、生活保護法第29条に基づく調査に係る文書、ケース記録、戸籍全部事項証明書、医療要否意見書等各要否意見書、収入申告書、資産申告書、総合相談票（生活相談）、資産について金融機関等に調査することについての同意書、年金振込通知書の写し、国民年金・厚生年金保険年金証書の写し、自立支援医療受給者証の写し、障害福祉手帳の写し、健康保険証の写し、建物賃貸借契約書の写し、通帳の写し、扶養届、扶養義務者届、支給方法変更依頼書、特定年月日の実施機関と本件対象者との電話のやり取りの記録の写し、整形外科一覧のメモの写し、保護費の支給額に関する説明のメモの写し及び医療給付決定調書である。

(3) 本人開示請求権について

ア 本件請求は、亡くなった本件対象者の個人情報について本件対象者の父親である申立人が開示を求めたものである。死者の個人情報に関する条例の本人開示請求権の考え方については、平成19年4月26日の当審査会答申第492号及び第493号（以下「先例答申」という。）において示しているとおりである。すなわち、本人開示請求制度の趣旨からすると、原則として、死者の個人情報は本人開示請求の対象とならないが、死者の個人情報であっても、それが同時に請求者本人の個人情報に該当する場合もあり、そのような事情が認められる場合は、当該死者に関する個人情報を同時に自己の個人情報として本人開示請求の対象とすることも認められる場合もあるというものである。

そして、先例答申では、死者の個人情報について本人開示請求ができる場合として、①死亡した親の遺伝子情報といった実子自身の個人情報でもあるもの、②請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報など当該個人情報が請求者自身の個人情報と認められるもの、③請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報及び④近親者固有の慰謝料請求権など死者の死に起因して相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報の四つを例示しているほか、未成年者である自分の子に関する情報などは、子どもが生存していれば、原則として親権者は、条例第20条第2項の規

定により法定代理人として条例に基づく開示請求ができ、民法の規定上、一般に子どもに対して監護権を有しているということを考慮すると、死者に関する情報であっても、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報等であれば、本人開示請求の対象となる個人情報として取り扱うことが認められる場合もあるとしている。

さらに、先例答申では、以上の例示は本人開示請求制度の例外として認められるものであって、開示請求に当たっては、死者の個人情報が同時に請求者本人の個人情報であることを実施機関に納得させ得る資料の提出があつて始めて認められるものであり、請求者の範囲を拡大しすぎることをないように取り扱う必要があるとしている。

イ 以上のような観点から本件について検討すると、当審査会が本件個人情報及び申立人から提出された資料を見分したところ、本件個人情報の内容において本件生活保護事務の執行に関する専門的・客観的情報以上に、当審査会として、当該事務の執行が本件対象者の自殺の原因となったことに疑いを抱かせる情報を見出すことができなかつた。したがって、このような情報は前記で述べた①及び②の例示はもとより③及び④の例示にも該当する情報であるとは認められず、本件個人情報が同時に請求者自身の個人情報と同視すべき情報であるとはいえない。また、本件請求は、父親が成年の亡子の情報を請求したものであり、父親が本件対象者の成年後見人や精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第20条に規定する保護者であつたなどの事情もないことから、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報とまではいえない。

ウ したがって、本件個人情報は、申立人の個人情報として本人開示請求の対象とはできない情報である。

エ なお、手引の条例第20条の運用欄において、死者の個人情報が同時に請求者本人の個人情報でもありと考えられる場合について列記した中に、「オ その他、遺族等に開示することが適当と認められる情報」とあり、その例示として「死亡の事実関係又は原因に関する情報」との記載がされている。

手引にも「あくまで例外であることに留意して取り扱う必要がある」との記載があるように、死者の個人情報については例外的な場合のみ請求者本人の個人情報として本人開示請求が認められるものであり、医療機関におけるカルテ等診療

情報といった、極めて限られた情報を想定しているものであると考えるべきである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求について申立人が本人開示請求権を有するとは認められないとして却下とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年7月23日	・実施機関から諮問書及び却下理由説明書を受理
平成22年8月6日 (第106回第三部会) 平成22年8月27日 (第175回第二部会) 平成22年9月9日 (第171回第一部会)	・諮問の報告
平成22年8月31日	・異議申立人から意見書を受理
平成22年10月14日 (第173回第一部会)	・審議
平成22年11月11日 (第174回第一部会)	・審議
平成23年1月27日 (第178回第一部会)	・審議
平成23年2月24日 (第179回第一部会)	・審議
平成23年3月24日 (第181回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成23年4月7日 (第182回第一部会)	・審議
平成23年4月21日 (第183回第一部会)	・審議
平成23年5月12日 (第184回第一部会)	・審議